

蓬田村アライグマ防除実施計画書

令和元年 5 月

青森県蓬田村

目 次

1. 計画策定の背景と目的	・ ・ ・ 1
2. 特定外来生物の種類	・ ・ ・ 1
3. 防除を行う区域	・ ・ ・ 1
4. 防除を行う期間	・ ・ ・ 1
5. 蓬田村内における現状	・ ・ ・ 2
6. 除去の目標	・ ・ ・ 2
7. 除去の方法	・ ・ ・ 2
8. 合意形成	・ ・ ・ 4
9. 普及・啓発	・ ・ ・ 5
10. 関係法令の遵守	・ ・ ・ 5

1. 計画策定の背景と目的

これまで、蓬田村ではアライグマが原因と思われる農作物の食害、家屋侵入による糞尿等による生活環境被害や生態系への被害の報告・発生がなかったことから、野生化したアライグマはいないとされていた。

しかし、平成31年3月に村内でニホンザルを捕獲するために設置していた箱わなにアライグマが入り捕獲されたことで、村内にアライグマの生息が確認された。

これに伴い、繁殖力の高いアライグマの生息分布が今後急速に拡大することが想定され、食害・生活環境被害・生態系被害が村内の広範囲で出てくることが懸念される。

アライグマの生息頭数とその被害を増やさないためには、早期の分布状況の把握、適切な防除計画の立案、問題の普及・啓発、地域住民や関係団体との共同による予防・防除の実施、近隣市町村・県・国との連携等が必要である。

本計画は、適正かつ効果的にアライグマの防除を行うことを目的として策定した。

また、アライグマの捕獲には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく「有害鳥獣捕獲許可」もしくは、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）に基づく「特定外来生物の防除の確認」のいずれかの手続きが必要になる。ただし、「鳥獣保護管理法」に基づき捕獲する場合でも捕獲個体の運搬や保管が生じる場合には「外来生物法」に抵触する。そのため、本計画をもとに外来生物法に基づく「特定外来生物の防除の確認」の手続きを進め、捕獲個体の運搬や移動、保管を可能にしていく。

2. 特定外来生物の種類

プロキュオン・ロトル（アライグマ）

3. 防除を行う区域

蓬田村内全域（別添 蓬田村全図 参照）

4. 防除を行う期間

防除確認の日から令和3年3月31日
(外来生物法に基づく防除の告示において定められた期間)

5. 蓬田村内における現状

(1) 被害状況

アライグマによる農業被害や生活環境被害等については、平成31年3月31日現在確認されていない。

しかし、今後急激に被害が出てくることが予想される。

(2) 捕獲状況

アライグマ捕獲頭数（蓬田村）

実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
捕獲頭数	0頭	0頭	0頭	1頭	0頭

（平成31年度は平成31年4月10日現在の実績値）

6. 防除の目標

本村においては、アライグマの生息範囲及び生息頭数を把握出来ていないが、平成30年度に捕獲されたアライグマが成獣であったため、ある程度生息していることが想定されるので、平成30年度に捕獲された地区を中心に調査及び捕獲を行う。

そのため、本計画の目標は被害の未然防止及び生息域の拡大を防止し、定着の阻止を図る。

なお、計画期間中においても、必要に応じて目標設定の変更を行うものとする。

7. 防除の方法

防除にあたって、村が実施主体となり、県、地域住民、関係団体等の協力を得ながら防除を実施する。具体的には、箱わな（別添参照）による捕獲、アライグマの分布調査、防除に係る啓発を行い、全体的な実施計画の進行管理を行う。

(1) 被害予防措置

農地及び民家周辺等にアライグマを近づけないために、自治会や農業団体等を中心に、地域住民等の積極的な参画を得ながら、地域が協力して誘因要因の除去を実施する。農地周辺の放棄作物の処分や生ごみ等の放置をさせない等の適正な環境管理を行う。

また、防護柵やネットの設置等を呼びかけ、農地や民家への侵入を防止することにより、アライグマによる被害の事前回避を図る。

(2) 捕獲の実施

①調査

一般住民や関係団体及び捕獲協力者等からアライグマの目撃情報・被害情報・捕獲情報を収集整理し、分布状況の把握に努める。また、その結果を以後の防除に反映させる。

②捕獲の方法

被害を受けた農地及び施設、または捕獲要請があった箇所を中心に箱わなを設置し、捕獲を実施する。方法については、次のとおりとする。

ア 捕獲に従事する者（以下「従事者」という。）は、原則として鳥獣保護法による狩猟免許（わな猟免許）を有する者とする。

イ 従事者は、餌を入れた箱わなを設置し、監視する。設置箇所について土地所有者等の管理者がいる場合は、箱わなが適正な状態に維持できるよう管理者に対し、1日1回以上の巡視を依頼する。

ウ 村は、従事者に対し、本計画に基づく捕獲従事者証（様式第2号）を発行するとともに、捕獲従事者台帳（様式第1号）を作成し、適切に管理するものとする。

③捕獲にあたっての留意事項

捕獲の実施にあたっては、次の事項に十分留意して行います。

ア 錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等に周知を図るとともに外来生物法に基づく防除を実施していることを証する書類を携帯する。

イ 箱わなの設置にあたっては、外来生物法に基づく防除のための捕獲であることを証明するため、従事者の住所・氏名・連絡先等を記載した標識等（様式第3号）を各々の箱わなに装着する。

ウ 鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲にあたっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に行う。

エ 鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項で禁止・制限された捕獲及び同法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による捕獲は行わない。

オ 箱わなに餌を入れて捕獲を行う場合は、他の鳥獣を誘引し、結果として捕獲業務の円滑な進行を妨げることのないよう適切に行う。

カ 箱わなの設置箇所について 1 日 1 回以上巡回することとし、錯誤捕獲があつた場合、原則としてすみやかに放獣するが、別途有害鳥獣捕獲等の許可を受けている場合は、当該許可の内容に基づいて適切に取り扱う。

キ アライグマは、アライグマ回虫、狂犬病、レプトスピラ症等の人獣共通感染症を保有している可能性があるため、取扱いには十分注意する。

殺処分作業を行う際には手袋を着用し、個体及び個体の触れた箱わな、処分機材を素手で触れることのないよう留意する。また、アライグマの入っている箱わなを扱う際には、革手袋等の厚手の手袋を着用する。

作業が終了した段階で、箱わなや作業に要した道具、設備等について洗浄・消毒を行う。

④捕獲個体の処分

捕獲個体は、村が定める場所に箱わなに入れたまま運搬し、殺処分を実施する。

死亡が確認された後、体重の計測、頭胴長の計測、雄雌の判定を行い、捕獲場所、日時等を捕獲記録簿（様式第 4 号）に記録する。殺処分した個体は、一般廃棄物として適切に処理する。

なお、捕獲個体については、学術研究、展示、教育、その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第 5 条第 1 項に基づく飼養等の許可を得ている者又は同法第 4 条の規定に基づいて特定外来生物を適正に扱うことのできる者に譲り渡すことができることする。

⑤モニタリング

生息状況（捕獲・被害等）について継続的にモニタリングを行い、防除の進捗状況や効果の検証を行う。モニタリングは、住民からの情報提供、捕獲協力者からの分布や被害、捕獲状況を収集、集約することにより実施します。モニタリング結果は、痕跡・目撃・被害情報（様式第 5 号）にとりまとめ必要と判断された場合には、防除計画の見直しを行う。

8. 合意形成

防除にあたっては、防除を行う土地所有者、施設管理者等との調整、合意形成に努める。

(1) 土地所有者との調整

防除を行う地域の土地所有者に対しては、必要に応じて防除実施内容に係る通知を行う。説明を求められた場合には直接説明し理解を得るように努める。

(2) 施設管理者との調整

防除を行う地域の河川、水路等土地改良施設や緑地等の管理者には、防除実施内容に係る通知を行う。説明を求められた場合には直接説明し理解を得るように努める。

9. 普及・啓発

アライグマについての基本的な知識、分布情報、防除方法、捕獲等の情報提供のお願いについて記載した回覧や広報等を用い、広くアライグマに対する知識の普及啓発を行う。

10. 関係法令の遵守

関係法令を遵守します。

様式第1号

捕獲從事者台帳

様式第2号

蓬田村アライグマ防除実施計画に基づく
捕獲従事者証

蓬田村長 印

氏名	
住所	
生年月日	
目的	
捕獲区域	東津軽郡蓬田村大字
登録日	
捕獲方法	箱わなによる捕獲
備考	

注意事項

- ・捕獲従事者証は、アライグマの捕獲に際しては必ず携帯しなければならない。
- ・捕獲従事者証は、他人に使用させてはならない。
- ・アライグマの捕獲結果は、アライグマ捕獲記録簿（様式4）に記載し、捕獲期間終了後30日以内に、蓬田村長に報告しなければならない。

箱わな標識

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく
アライグマの防除

氏名 (実施主体)	(捕獲従事者)	他名)
住所	東津軽郡蓬田村大字	
連絡先	(電話) 0174-27-2111 (担当) 蓬田村役場産業振興課	
確認・認定	年 月 日	
防除期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	

様式第4号

アライグマ捕獲記録簿

捕獲従事者氏名：

番号	捕獲場所		捕獲 年月日	捕獲個体の情報			特記事項 (餌、特徴等)
	所在地	地目等		性別	体重	頭胴長	
					kg	cm	
					kg	cm	
					kg	cm	
					kg	cm	
					kg	cm	
					kg	cm	
					kg	cm	
					kg	cm	
					kg	cm	
					kg	cm	
					kg	cm	

・捕獲場所の「所在地」は集落名を記入

・「地目等」は農地（田・畑・果樹園・草地）、山林、宅地、社寺、道路付近、河川付近、池付近等を記入

・頭胴長は、鼻の先から尾の付け根までの背中に沿った長さを記入

様式第5号

アライグマ痕跡・目撃・被害情報

番号	年度	確認日時	情報	確認場所	通報者	備考 (痕跡の種類、被害状況等)

- ・確認場所欄には集落名と地目を記入
- ・情報欄には「痕跡/目撃/被害」を区分に応じて記入

その他参考様式：箱わな危険表示板

危険！！さわらないで！！

現在、外来生物であるアライグマを捕獲中です。

危険ですので、箱わなには
絶対に手をふれないようお願いします。

連絡先

捕獲実施主体：蓬田村

住所：東津軽郡蓬田村大字蓬田字汐越1番地3

電話：0174-27-2111

別添：捕獲用箱わな図



(注) 中田式野獣捕獲檻、または本器と同型式の方法で捕獲できるものを使用する。